平成２１年（フ）第２２６号
宮崎県えびの市大字坂元196番地６
債務者　橋本　安子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第６５６号
大分県別府市石垣東１丁目９番１号貝がらテラスＡ棟101号
債務者　古庄　康郎
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字本町68番地―205
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３５４号
福井県鯖江市本町４丁目７番20号
債務者　明石　博行
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
福井市花堂中２丁目10番７号
債務者　福本　晃幸
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
長野市若穂保科2348番地
債務者　片桐　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
長野市上松５丁目９番２号
債務者　関谷志保利
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
長野県塩尻市大字広丘郷原1488番地４　伊藤住宅２Ｆ、前住所長野県塩尻市大字塩尻町435番地６
債務者　小野　景子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５２２号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目33番70―402号
債務者　藤田美恵子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５４号
兵庫県尼崎市神田南通２丁目44番地、前住所兵庫県尼崎市神田南通３丁目57番地の34　セレーノ尼崎902
債務者　高瀬　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５７号
兵庫県西宮市六軒町１番11号
債務者　佐﨑　壽子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１９号
兵庫県西宮市小松町１丁目２番25号
債務者　長峰　珠美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５８号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番14―309号、前住所大阪市西淀川区御幣島２丁目１番９―305号
債務者　重田　一男
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６０号
兵庫県尼崎市大庄中通１丁目15番地の６
債務者　酒樂　幸一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６５号
兵庫県尼崎市常松１丁目32番２号
債務者　奥村　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６６号
兵庫県尼崎市潮江１丁目４番２―705号
債務者　沖野　陶子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６７号
兵庫県尼崎市常松１丁目32番２号
債務者　奥村美津江
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係